

別紙

仕様書

1 冊子について

名 称	なら子育て情報ブック
規 格	A5 判（縦 210 mm×横 148 mm）※無線綴じ、横書き、左開き
内 容	(1) 70 ページ程度の子育て支援等に関する情報を掲載します。 (2) 奈良市の子育ておうえんキャラクター ももいろいろジーカのキャラクターを表紙及び (1) の必要なページに使用し、構成します。 (3) 冊子、ホームページ掲載用電子データを作成及び納品します。 ※掲載内容、掲載位置、デザイン等の詳細については、決定後改めて調整します。
紙質	コート紙（表紙 135 kg、本文 73 kg）
ページ数	80 ページ程度
色	4C（フルカラー）
発行部数	1 回につき 10,500 部 内訳：子ども政策課 8,650 部・母子保健課 1,150 部・西部出張所 700 部
発行頻度	3 年間で 3 回（年に 1 回）
発行日	毎年 5 月 1 日（予定）
配付期間	5 月から 1 年間
配付対象者	母子健康手帳配布者、転入者（児童手当等申請時） 保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、子育て広場、市役所窓口課等に備置、関係者等に配布など
配付方法	出生児がいる家庭に配布、乳幼児家庭訪問時に配布 子育て関連機関等及び市の関係窓口等に備置
納入日	初回：令和 9 年 4 月 22 日 2 回目：令和 10 年 4 月下旬 3 回目：令和 11 年 4 月下旬
発行元	奈良市 子ども政策課
備考	(1) 内容等の詳細については、別途市と協議し、必要により市の指示に従ってください。 (2) 情報ブックの編集及び印刷製本等に係る費用は、寄附希望者が全額負担するものとし、奈良市は一切の負担をいたしません。 (3) 発行及び内容に関して第三者からの苦情等が生じた場合は、奈良市及び寄附希望者は直ちに問題解決のために対応するものとします。 (4) 奈良市は、情報ブックの製作に必要な情報を Word 又は Excel 等の電子データで提供し、この情報が提供時点で正確なものであることに責任を負います。 (5) 校正原稿の受け渡しの際などに、担当者と対面での打ち合わせを市が要望した場合、寄附希望者は随時対応するものとします。 (6) 既存のコンテンツを必ず含むものとし、本市が希望するコンテンツについては、

	本市と協議の上、寄附希望者が作成するものとします。 (7) 校正回数は原則 4 回とし、市の各校正期間は 10～20 営業日程度を想定してください。なお、本市が必要と判断した場合はこの限りではありません。
--	--

2 掲載可能な広告について

広告規格	掲載面・位置	色数
	裏表紙の見返しを含む全紙面に対して 2 割程度の割合とし、本市の情報と混同することがないようにすること。	任意（フルカラー）
広告掲載が望ましくない業種・内容	(1) 奈良市広告掲載要綱及び奈良市広告掲載基準並びに医療広告ガイドライン（厚生労働省）の基準に適合しないもの (2) 子育てに関連しない内容 (3) 本市又は本市に隣接する市町村以外の企業広告 (4) 市町村税の滞納がある企業の広告	
備考	(1) 冊子に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の募集は寄附希望者の責任で行い、その広告収入で編集、印刷製本等及び納品場所へ配送してください。 (2) 広告内容に関しての一切の責任は、寄附希望者又は広告主が負うものとします。 (3) 「広告」表記の有無については、広告主の判断によるものとします。 (4) 広告主は、市町村税の滞納がないこと、広告掲載の申込審査のため、本市が市税納付状況を確認することに同意した誓約書兼同意書を寄附希望者に提出し、寄附希望者はそれを本市に提出することとします。 (5) 本市以外の医療広告については、管轄の保健所に医療広告ガイドラインの基準を遵守していることを確認し、確認を受けたことが証明できる書類等を本市に提出することとします。	

※冊子の印刷前に、広告内容及び記事の内容等について、市の審査を受けてください。

※奈良市広告掲載要綱及び奈良市広告掲載基準並びに医療広告ガイドライン（厚生労働省）の基準を遵守してください。

※冊子に掲載する広告については、奈良市が広告主を応援、特定の商品・施設利用等を推奨しているといった印象を与えないように配慮してください。

※下記に掲げる場合、寄附受入を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに冊子の作成ができない場合
- (2) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (3) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告を掲載する者（以下「広告主」という）がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (4) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

※本書に定めのない事項については、本市と寄附希望者で協議することとする。